

平成20年度事業計画書

太字 新規事業

事業名	事業内容	事業の実施予定
1 会議の開催	総会、理事会、正副会長会議の開催	総会は年1回、正副会長会議と理事会は原則として四半期毎とするただし、必要と認めた場合は随時開催する
2 適正処理確保事業	(1) 環境保全支援基金の積立 (2) 優良性評価制度認定促進 (3) 行政との懇談会（長野県・長野市） (4) 県議会議員との懇談会 (5) 倫理要綱の設置	(1) 平成15年から平成24年までの10年間で目標3000万円 (2) 「産業廃棄物減量化・適正処理実践協定」（長野県）への取組み、職場の安全衛生の維持に関する取組み県の対応への協力等及び評価制度情報公開及びエコアクション21への取組み (3) 年間随時 (4) 年間随時 (5) 協会独自の倫理要綱を作成し適正処理に向けた啓発啓蒙を行い意識の向上を図る
3 相談、指導事業	産業廃棄物の適正処理、再生利用等について会員、排出事業者、一般住民等からの相談に応じ、指導、助言と情報の提供	年間随時
4 講習会、研修会事業	(1) 産業廃棄物処理業者の資質の向上を目的とした講習会、研修会の開催（県・長野市受託事業含む） (2) 産業廃棄物処理実務者基礎研修会 (3) 講習会（新規、更新、特管責任者）の開催（受託事業） (4) 先進県の優良施設の視察研修 (5) 産廃夏休み親子体験教室 上記(1)(2)(4)の研修会については参加状況を各事業者ごとに集計し研修会への参加促進を図る	(1-1) 年3回県内にて開催する (1-2) 産業廃棄物処理業のリスクアセスメント研修会、不当要求防止責任者講習会 (2) 県下2会場で排出事業者及び処理業の実務者を対象として開催する (3) 年7回程度県内で開催する (4) 年1回県外で実施する (5) 年1回実施する 積極的に参加した企業は適正処理推進企業として協会ホームページまた機関誌へ掲載、行政へ情報提供及び表彰の対象とする
5 情報提供と広報事業	(1) インターネット・ホームページの内容の充実 (2) 会員に全国的情報、協会の活動状況、行政機関の通達等の情報を提供するため、機関誌「産廃しなの」を発行 (3) 書籍の紹介、発刊	(1) 年間随時 (2) 年4回（四半期毎）1回500～600部発行する (3) 書籍（法令、解説）の配付
6 支部活動推進事業	支部会員の交流促進、情報交換、広域協力体制の整備、地域に基づく意見、要望の集約、地域活動の参加等の推進	各支部の事業計画により実施する
7 部会活動推進事業	(1) 各部会による事業活動及び意見、提言、行政等への要望、会員相互の情報交換 (2) 全産廃連の部会への参画 (3) 青年部会への支援	(1) 各部会の活動計画により実施する (2) 情報収集及び課題検討など (3) 青年部活動費の助成
8 マニフェスト頒布事業	(1) マニフェストの頒布により、不法投棄並びに不適正処理の防止に務める。 (2) 電子マニフェストの導入促進	(1) 年間随時 (2) 電子マニフェスト導入についての相談・受付、説明会の実施
9 行政施策参画事業	(1) 廃棄物不法投棄防止対策協議会の構成員として不法投棄パトロール等への参画 (2) 信州環境フェア2008への参画	(1) 各協議会の事業計画により各支部で参加する (2) 実行委員会の実施計画に基づき協賛していく
10 他団体との交流事業	(1) 全産廃連、信越・北陸地域協議会、各都道府県協会との連携と交流 (2) 環境団体との連携と交流及び環境保全団体の事業に対する協力	関係機関との連携と交流活動の実施
11 表彰事業	当協会及び関係団体等の表彰規程により表彰及び推薦する。（全産廃連会長、県協会長）	審査会を設置し、その審査会結果により被表彰者を決定する
12 組織の強化	入会の促進	新規入会員の確保
13 災害時の緊急対策事業	災害時の処理体制の整備 地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する県との協定に基づく支援	連絡体制・作業体制の構築等 災害復旧支援
14 不適正処理情報収集事業	専門的な観点で捉えた、不適正処理、不法投棄の現場等の状況を行政へ提供し環境保全に協力する	業務等の中で、不適正処理、不当投棄と疑われる現場を見つけた際、随時報告をする
15 その他会長が特に必要と認めた事業	(社)全国産業廃棄物連合会策定「地球温暖化対策のための環境自主行動計画」への取組み	産業廃棄物処理業に伴い発生する温室効果ガス等の排出量の削減に努める